

新発田市告示第178号

新発田市自主防災組織補助金交付要綱（昭和46年新発田市告示第49号）
の全部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施した。

令和4年7月14日

新発田市長 二階堂 馨

新発田市自主防災組織等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の設立を促し、及び自主防災組織の活動を推進するとともに、避難所運営委員会の活動を促進することにより、本市における地域防災力の向上を図ることを目的に、新発田市自主防災組織等補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行うことを目的に、単一の自治会又は複数の自治会等を区域として、住民が自主的に設置した組織をいう。
- (2) 避難所運営委員会 市が指定する避難所の運営を、当該避難所の施設管理者と協働して行うことを目的に、住民が自主的に設立した組織をいう。

(交付対象者及び対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、自主防災組織又は避難所運営委員会とし、補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が行う防災活動及び防災活動に必要な資機材の購入
- (2) 避難所運営委員会が行う避難所運営に係る活動

(補助金の種別、金額等)

第4条 補助金の種別は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織活動費補助金
- (2) 自主防災組織資機材購入費補助金

(3) 避難所運営委員会活動費補助金

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表のとおりとする。
- 3 補助金の交付は、自主防災組織又は避難所運営委員会につき、補助金の種別ごとに1回（別表備考欄に「3箇年度」又は「複数年度に分割して」とある場合は、「3箇年度」又は「複数年度」をもって1回）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、自主防災組織が自主防災組織資機材購入費補助金の交付を既に受けている場合であっても、当該自主防災組織が継続的に防災訓練等を実施している場合であって、市長が必要と認めるときは、自主防災組織資機材購入費補助金を追加で1回交付することができるものとする。

（災害時の特例）

第5条 自主防災組織資機材購入費補助金を活用して購入した資機材が、災害により、破損し、又は亡失した場合であって、その破損し、又は亡失した資機材を補充するときは、自主防災組織資機材購入費補助金の対象事業とすることができる。この場合において、補助金の額は補助対象経費の総額の2分の1の額（その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）とし、5万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、別に定める補助金交付申請書に次の表に規定する書類を添え、市長に申請しなければならない。

種 別	添付書類
自主防災組織活動費 補助金	自主防災組織の規約及び役員名簿 防災活動実施計画書 収支予算書 その他市長が必要と認める書類
自主防災組織資機材	自主防災組織の規約及び役員名簿

購入費補助金	防災資機材購入計画書 見積書の写し 継続して防災訓練等を実施していることが確認できる書類（第4条第4項に規定する補助に限る。） その他市長が必要と認める書類
避難所運営委員会活動費補助金	避難所運営委員会の規約及び役員名簿 活動実施計画書 収支予算書 その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、別に定める補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了した場合は、別に定める補助金実績報告書に次の表に規定する書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

種 別	添付書類
自主防災組織活動費補助金	防災活動実施報告書 収支決算書 その他市長が必要と認める書類
自主防災組織資機材購入費補助金	防災資機材に係る請求書及び領収書の写し 防災資機材の保管場所又は配置場所を明らかにした書類 その他市長が必要と認める書類
避難所運営委員会活	活動実施報告書

動費補助金	収支決算書 その他市長が必要と認める書類
-------	-------------------------

(補助金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が、虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第4条関係)

種 別	交付対象者	補助対象経費	補助金の額	備 考
自主防 災組織 活動費 補助金	自主防災組織	防災活動に必要な経費 (例示) 謝礼、旅費、研修会参加費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料及び借上料 等	補助対象経費の額(その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。)単年度の上限 2万円(3箇年度の上限額は6万円)	3箇年度補助することができる。
自主防 災組織 資機材 購入費	自主防災組織	防災活動に必要な資機材の購入費 (例示) 情報収集・伝達用品(ハ	補助対象経費の総額の3分の2の額(その額	左記上限金額に達するまで複数年度に分割し

補助金		<p>ンドマイク、トランシーバー、携帯ラジオ、腕章等)、消火用品(消火器、消火器の薬剤、消火器収納箱、水バケツ、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、ホース、ノズル、ハンドル、消火栓用資機材格納箱、ヘルメット、とび口、防火衣等)、救出用品(バール、のこぎり、スコップ、なた、ハンマー、油圧ジャッキ、ペンチ、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター等)、救護用品(担架、救急セット、テント、毛布、シート等)、避難用具(強力ライト、標旗、ロープ、警笛等)、給食・給水用品(炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ガスボンベ等)、水防用品(救命胴衣、防雨シート、ツル</p>	<p>に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。) 上限 14万円</p>	<p>て補助することができ</p>
-----	--	---	--	-------------------

		ハシ、かけや、土のう袋等)、防災倉庫 等		
避難所運営委員会活動費補助金	避難所運営委員会	避難所運営委員会の活動に必要な経費 (例示) 謝礼、旅費、研修会参加費、消耗品費、印刷製本費、通信費、使用料及び借上料 等	補助対象経費の額(その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。) 単年度の上限 1 避難所当たり 2 万円(3 箇年度の上限額は 6 万円)	3 箇年度補助することができる。 補助する年度は連続した年度とする。